

## 神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ運営規程

平成28年 4 月 1 日

神社協規程第 49 号

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が管理運営する，神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め，事業所の従事者が，支給決定を受けた障害者（以下，利用者）という。）に対し，適正な指定生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，常時介護を要する利用者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2条の4に規定する者に対して，入浴，排せつ又は食事の介護，創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては，利用者の意思及び人格を尊重して，常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては，地域との結び付きを重視し，市町村，他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては，前3項の他，関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は，次のとおりとする。

- 1 名称 神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ
- 2 所在地 茨城県神栖市溝口1746番地1

### (職員の職種，員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種，員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤職員・他職種との兼務を可とする）

管理者は，事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに，事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス管理責任者 1名以上（常勤職員）

サービスの利用の申し込みに係る調整，業務の実施状況の把握ほか，次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により，利用者の有する能力，置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて，利用者の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定生活介護の目標及びその達成時期，指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。

(ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し，文書により利用者の同意を得た上で，作

- 成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

3 医師 1名 （非常勤嘱託）

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

4 看護職員 3名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

5 生活支援員 7名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

6 栄養士 1名

栄養士は、利用者の栄養管理及び食事の献立に関することを行う。

7 調理員 2名以上

調理員は、調理業務に関することを行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日及び翌年の1月1日を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。サービス提供時間は午前9時30分から午後3時30分までとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。

（主たる対象者）

第7条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、細かなしの別）  
知的障害者  
精神障害者  
難病等対象者

（指定生活介護の内容）

第8条 この事業所が提供する指定生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 生活介護計画の作成
- 2 食事の提供
- 3 入浴又は清拭
- 4 身体等の介護

- 5 機能訓練
- 6 創作的活動
- 7 余暇活動
- 8 健康管理
- 9 送迎サービス
- 10 利用者又は家族に対する相談及び助言
- 11 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

2 から 10 に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第 9 条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前 2 項の支払を受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

- 一 食材料として 1 食につき 6 5 0 円（食事給付加算がある場合は 1 食につき 3 5 0 円）
- 二 創作的活動に係る材料費
- 三 日用品費

四 その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者負担させることが適当と認められるもの

4 事業所は、前 3 項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 事業所は、第 3 項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

神栖市全域

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 11 条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 12 条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第 29 条第 3 項第 2 号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 43 条の 6 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時における対応)

第 13 条 事業所の従業者は、指定生活介護の提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第 15 条 事業所は提供した指定生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定生活介護に関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

② 継続研修 年2回

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。
  - ① 生活介護計画
  - ② 具体的なサービスの内容等の記録
  - ③ 市町村への通知に係る記録
  - ④ 身体拘束等に係る記録
  - ⑤ 苦情の内容等の記録
  - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会法人神栖市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(改訂第112号)